

## 大樹町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

大樹町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大樹町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、大樹町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （センターの設置及び運営）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 甲はセンターを大樹中央運動公園センターハウス（以下、「センターハウス」という。）に設置する。ただし、センターハウスに設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保して提供するものとする。

### （設置の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、センターの設置日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及びコーディネートに関すること。
- (2) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- (4) その他、センターの運営に必要な活動に関すること。

### （センターの活動支援）

第8条 甲は、次のとおりセンターの活動支援を行うものとする。

- (1) 必要な人員の派遣
- (2) 被災状況、安否情報、協力要請事項等の情報提供
- (3) ボランティア活動等に必要な資機材等の確保
- (4) 前各号に掲げるものの他、ボランティア活動等に必要なこと

### （費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

### （請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

### （センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアの自己負担とする。

### （報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

### （平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

### （協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月7日

甲 大樹町東本通33番地

大樹町長 酒森 正人



乙 大樹町栄通29番地6 大樹町福祉センター内  
社会福祉法人 大樹町社会福祉協議会

会長 大井 英貞



大樹町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

大樹町・大樹町社会福祉協議会